

彦根市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 111,118	千円 51,750,324	千円 2,276,776	千円 8,421,837	% 16.3	% 15.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5年度	人 921	千円 3,177,032	千円 943,271	千円 1,325,531	千円 5,445,834

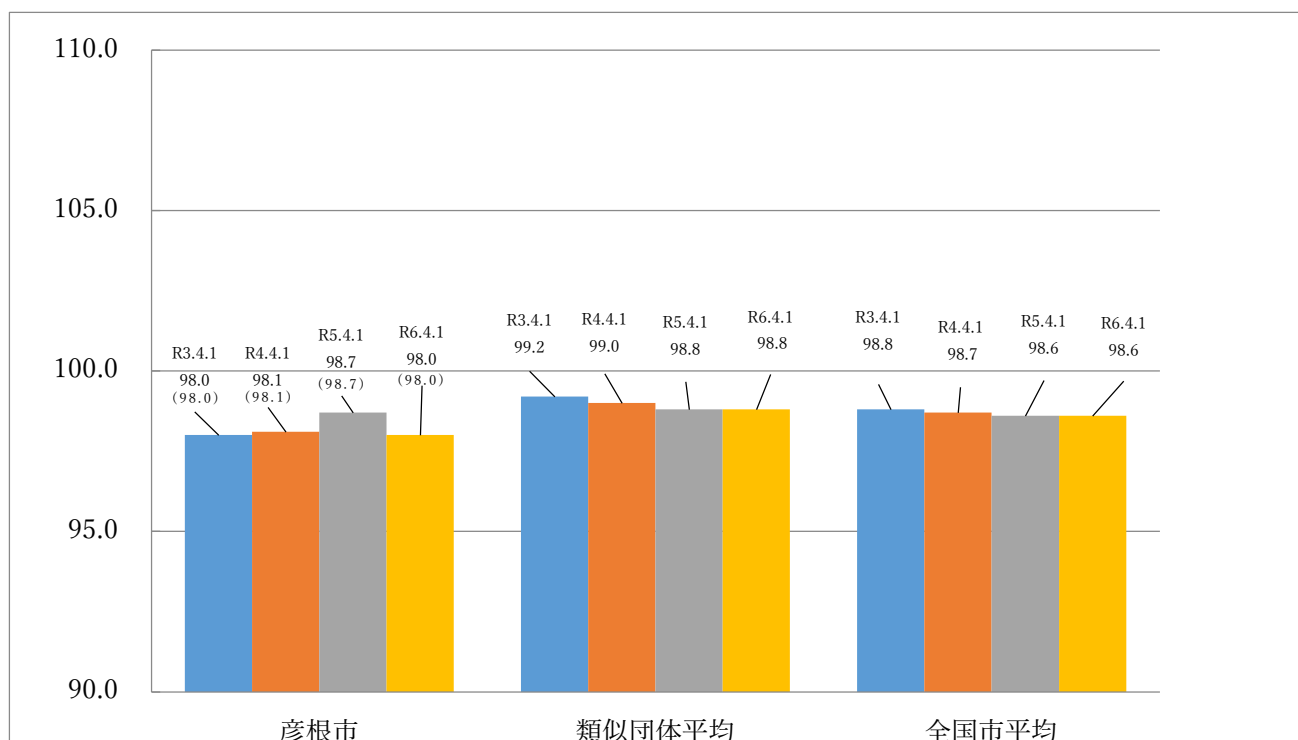
(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,913	千円 6,041

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
5年度	- 円	- 円	- 円	- %	- %	- %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
5年度	- 月	- 月	- 月	- 月	- 月	- 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.8 % 引下げ。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表（医療職（一）を除く）については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 6 % に対し、彦根市においても 6 % を支給。

（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引下げることにし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 4 %、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 5 %、平成 28 年 4 月 1 日から 6 % を支給。

（参考）

	各年度の支給割合											
	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		4 月 1 日時点	遡及 改定 後									
国基準に よる支給 割合	3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
彦根市の 支給割合	3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
彦根市	40.8歳	301,136円	388,452円	350,877円
滋賀県	41.7歳	316,992円	415,375円	360,809円
国	42.1歳	323,823円	405,378円	-
類似団体	42.7歳	321,441円	394,744円	357,120円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
彦根市	58.8 歳	15 人	341,113 円	403,471 円	371,821 円
うち清掃員	58.1 歳	11 人	341,000 円	412,917 円	375,425 円
うち学校給食員	59.6 歳	3 人	342,300 円	382,283 円	362,838 円
うち用務員	61.7 歳	2 人	277,500 円	296,150 円	294,150 円
うちその他の職員	—	—	—	—	—
滋賀県	53.0 歳	80 人	307,285 円	351,528 円	334,829 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	—
類似団体	54.0 歳	36 人	310,884 円	347,001 円	325,463 円

区 分	民間				参考					
	対応する民間の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)	A / B	年収ベース（試算値）の比較				
						公務員（C）		民間（D）		C / D
彦根市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち清掃員	廃棄物処理業（男女）	47.7	歳	314,900 円	1.34	6,685,182 円	円	4,376,300 円	円	1.53
うち学校給食員	飲食物調理従事者	43.7	歳	285,400 円	1.34	6,298,797 円	円	3,796,900 円	円	1.66
うち用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1	歳	244,800 円	1.48	6,054,413 円	円	3,297,300 円	円	1.84
うちその他の職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滋賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和 3 年～令和 5 年の 3 カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算額です。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
彦根市 (幼児教育職)	39.2 歳	290,706円	345,224円
滋賀県	39.3 歳	350,845円	406,603円
類似団体	41.3 歳	316,680円	359,782円

(注) 1 「平均給料月額」とは、6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6 年 4 月 1 日現在）

区 分		彦 根 市	滋 賀 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	205,264円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	173,318円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	162,100円	166,320円	—
	中 学 卒	162,100円	153,339円	—
幼児教育職	大 学 卒	—	229,299円	—
	短 大 卒	192,400円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6 年 4 月 1 日現在）

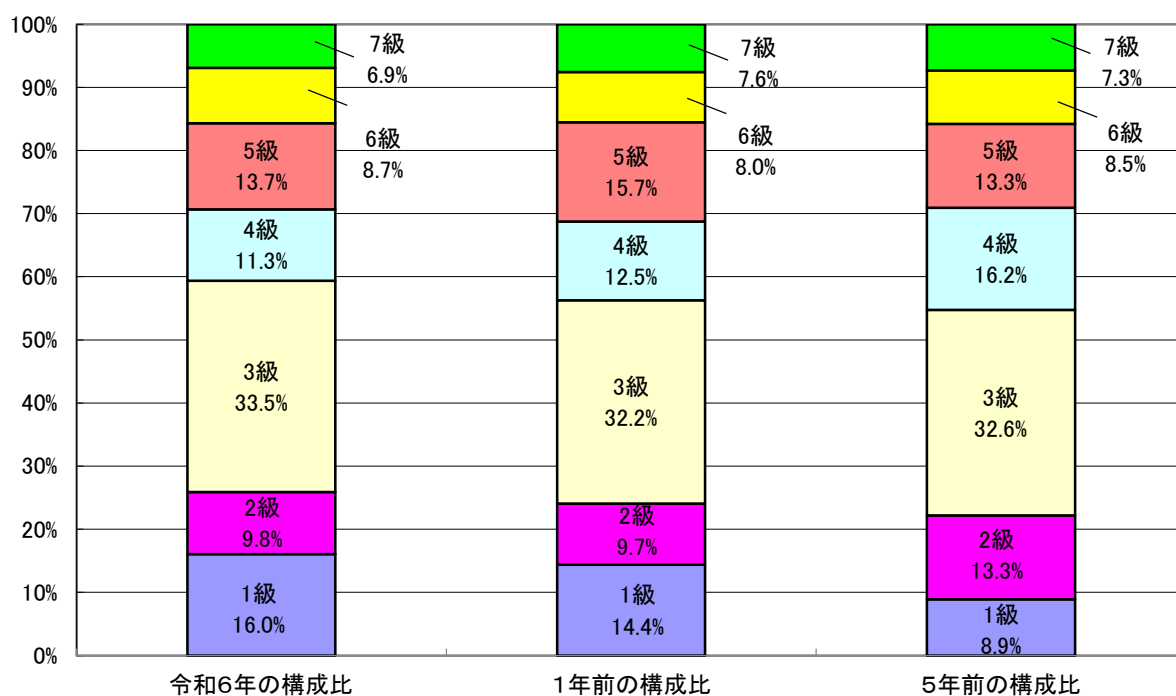
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,719円	370,800円	381,470円	414,920円
	高 校 卒	—	—	—	385,600円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	—	381,050円	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—
幼児教育職	大 学 卒	279,000円	—	382,100円	—
	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

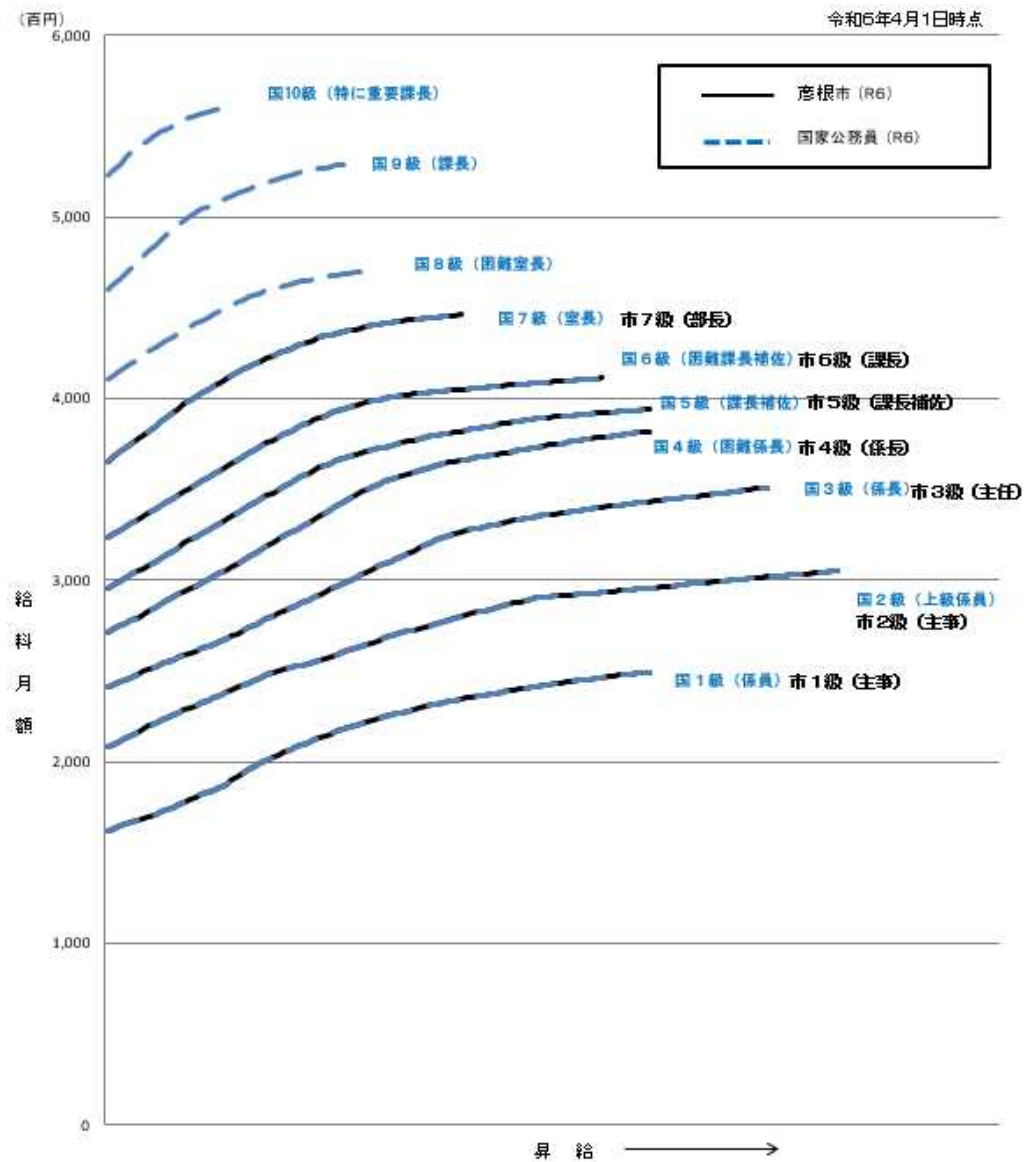
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師	88人	16.0%	183,500円	258,100円
2 級	相当高度の知識または経験を必要とする主事、技師	54人	9.8%	230,000円	308,500円
3 級	主任、副主査	184人	33.5%	261,300円	354,700円
4 級	主査、係長	62人	11.3%	287,300円	386,100円
5 級	課長補佐	75人	13.7%	309,800円	398,200円
6 級	課長	48人	8.7%	335,000円	415,700円
7 級	次長、部長	38人	6.9%	373,400円	450,900円

- (注) 1 彦根市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（彦根市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分			○		○
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

彦根市	滋賀県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,555千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,631千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分（0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分（0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分（0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15～25％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（彦根市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

彦根市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 定年前早期退職特例措置 その他の加算措置 3～45％ 1人当たり平均支給額 1,275千円 16,247千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 定年前早期退職特例措置 その他の加算措置 3～45％加算

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日

以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		196,518 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		233 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象 職員数	国の制度（支給率）
市内全域	6 %	845 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）	12,520 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	72,791 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）	20.4 %
手当の種類（手当数）	16

手当の名称	主な支給対象 職員	主な支給対象 業務	支給実績 （令和 5 年度決算）	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	督励専門職	市税等徴収業務	501 千円	月額 3,000 円または日額 300 円
清掃作業手当	清掃業務常時従事者・不法投棄物等回収従事者	清掃及び収集業務	4,573 千円	日額 1,000 円または日額 300 円
鳥獣等取扱手当	有害鳥獣捕獲等従事者	有害鳥獣捕獲等業務	65 千円	1 件につき 300 円
福祉現業手当	査察指導員・ケースワーカー	社会福祉法に基づく指導監督業務	321 千円	月額 3,000 円
行旅死亡人処置手当	行旅死亡人処置従事者	行旅死亡人処置業務	0 千円	1 件につき 2,000 円
防疫作業等手当	感染症患者救護等従事者	感染症患者救護等業務	486 千円	日額 300 円または日額 3,000 円 または日額 4,000 円
有害物取扱手当	毒物及び劇物取扱作業等従事者	毒物及び劇物取締法に規定する毒物取扱業務	0 千円	日額 200 円
死体処置等手当	死体処置作業等従事者	死体清拭等処置または死体解剖補助作業	1,289 千円	1 件につき 1,500 円
消防業務手当	救急業務に出動した者	救急業務への出動	4,802 千円	1 件につき 200 円（深夜は 300 円）
潜水作業手当	潜水して行う水難救助活動もしくは捜索活動またはこれらの訓練を行った消防職員	潜水業務への出動	39 千円	1 件につき 300 円

高所作業手当	地上または水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う消火活動もしくは救助活動またはそれらの訓練を行った消防職員	高所業務への出勤	10 千円	1 件につき 200 円
用地交渉等手当	用地交渉等従事者	用地交渉等業務	0 千円	日額 300 円
特殊自動車運転手当	大型特殊自動車等運転者	大型特殊車両等運転業務	550 千円	日額 300 円
除雪等作業手当	除雪作業従事者	正規時間外もしくは警報等発令時の除雪業務	29 千円	日額 300 円
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業従事者	豪雨等による災害発生時の応急作業	0 千円	日額 300 円
特殊現場作業手当	酸素欠乏危険場所等作業従事者	酸素欠乏危険場所等の特殊現場作業	0 千円	日額 300 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	313,419 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	626 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	319,442 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	584 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単（円）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和 5 年度決算）	支給職員 1 人 当たり 平均支給年額 （令和 5 年度決算）
扶養手当	（支給対象）（月額）	同じ	—	85,314 千円	260,104 円
	配偶者 6,500				
	子 10,000				
	配偶者でない扶養親族（子以外） 6,500				
	満 16 歳になる年度から満 22 歳になる年度末まで 5,000				

住居手当	区 分 (月額)			同じ	—	46,442 千円	331,729 円
	借家・借間 (最高限度) 28,000						
通勤手当	(支給額) (月額)			異なる	自動車の 支給額	67,079 千円	98,791 円
	・ 交通機関利用 最高限度 55,000						
	・ 交通用具使用						
	区 分	自動車	自転車等				
	2km 未満	—	—				
	2km 以上 5km 未満	4,000	2,000				
	5km 以上 10km 未満	6,100	4,200				
	10km 以上 15km 未満	8,900	7,100				
	15km 以上 20km 未満	11,700	10,000				
	20km 以上 25km 未満	14,500	12,900				
	25km 以上 30km 未満	17,300	15,800				
	30km 以上 35km 未満	20,100	18,700				
	35km 以上 40km 未満	22,900	21,600				
	40km 以上 45km 未満	25,600	24,400				
	45km 以上 50km 未満	27,300	26,200				
	50km 以上 55km 未満	29,000	28,000				
	55km 以上 60km 未満	30,700	29,800				
	60km 以上	32,400	31,600				
管理職手当	(一般行政職)			異なる	支給額	162,461 千円	850,581 円
	(役 職)	(月額)					
	部長級	86,100					
	次長級	77,000					
	課長級	63,600					
	課長補佐級	52,000					
宿日直手当	宿日直		半宿直	異なる	支給単価	663 千円	4,391 円
	一回につき 4,410 円		—				
休日勤務手 当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給			同じ	—	46,277 千円	70,760 円
	(支給額)						
	勤務 1 時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間数						
管理職特別 勤務手当	緊急または臨時の必要により週休日または 休日等にやむを得ず勤務した場合			異なる	支給単価	719 千円	14,979 円
	役 職	一回当たりの手当額					
	部長級	10,000					
	次長級	8,000					
	課長級	6,000					
	課長補佐級	4,000					
	緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の 勤務時間以外の時間に勤務した場合						
	役 職	一回当たりの手当額					
	部長級	5,000					

	次長級	4,000			
	課長級	3,000			
	課長補佐級	2,000			
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額 ×25/100×勤務時間数		同じ	—	11,170 千円 97,130 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市区町村長	925,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,073,000 円 / 884,000 円
	副市町村長	770,000 円	881,000 円 / 708,000 円
	議長 副議長 議員	534,000 円 (— 円) 454,000 円 (— 円) 405,000 円 (— 円)	630,000 円 / 452,000 円 550,000 円 / 390,000 円 520,000 円 / 366,000 円
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(令和5年度支給割合) 3.35 月分 (6月期 1.625月分 12月期 1.725月分) ※加算措置 20%	
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 3.35 月分 (6月期 1.625月分 12月期 1.725月分) ※加算措置 20%	
	退 職 手 当	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市区町村長	給料月額×40/100×在職月数	17,760,000 円 任期毎
	副市町村長	給料月額×30/100×在職月数	11,088,000 円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

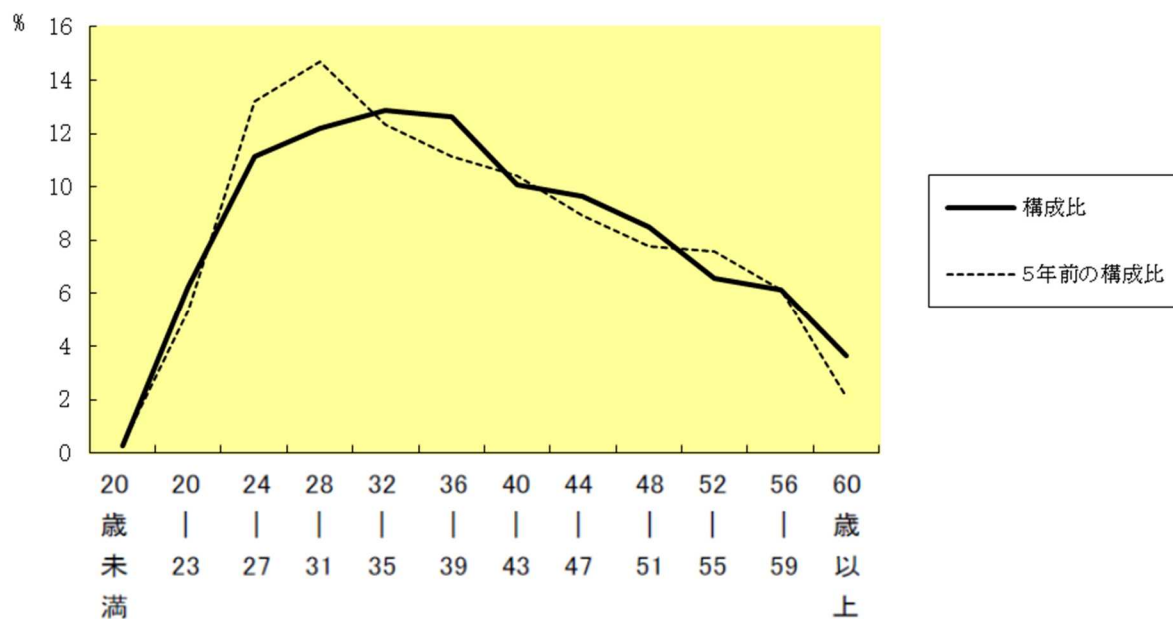
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令 和 5 年	令 和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	9	0	
		総務企画	182	200	18	スタッフ増員、組織体制変更
		税 務	53	53	0	
		民 生	165	162	-3	スタッフ減員
		衛 生	78	72	-6	スタッフ減員
		労 働	1	1	0	
		農林水産	19	19	0	
		商 工	23	26	3	組織体制変更
		土 木	67	64	-3	スタッフ増員
		計	597	606	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.54 人 (類似団体の人口1万人当たり 職員数 52.22 人)
	教育部門		160	156	-4	組織体制変更
	消防部門		168	168	0	
	小 計		925	930	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.69 人 (類似団体の人口1万人当たり 職員数 70.16 人)
公 営 企 業 会 計 等 部 門	病院		596	605	9	スタッフ増員
	水道		27	26	-1	スタッフ減員
	下水道		22	24	2	スタッフ増員
	その他		39	43	4	スタッフ増員
	小 計		684	698	14	
合 計			1,609 [1,633]	1,628 [1,633]	19 [28]	<参考> 人口1万人当たり職員数 146.51 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	101人	181人	198人	209人	205人	164人	157人	138人	107人	100人	59人	1,623人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	528	530	554	561	593	602	74（11.8%）
教 育	190	181	168	169	160	156	▲ 34（▲ 26.3%）
消 防	157	163	163	164	168	168	11（7.7%）
公営企業	705	714	697	697	682	697	▲ 8（▲ 1.8%）
総合計	1,580	1,588	1,582	1,591	1,603	1,623	43（1.8%）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給 与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千 円 1,946,323	千円 207,115	千円 189,685	% 9.7	% 14.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考) 全市町村平均一 人当たり給与費
5年度	人 35	千円 121,589	千円 36,935	千円 49,416	千円 207,940	千円 5,941	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
彦根市	46.5 歳	341,873 円	493,165 円
団体平均	38.8 歳	324,739 円	504,045 円
事業者	— 歳		— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

彦 根 市	全国市町村平均
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,556 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,506 千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 （1.375）月分 勤勉手当 2.05 月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 一月分 （一月分） 勤勉手当 — 月分 （ — ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

彦根市				全国市町村平均			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続 20 年	— 月分	— 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続 25 年	— 月分	— 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	— 月分	— 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	— 月分	— 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 3～45%			その他の加算措置			
職員の区分に応じて調整額を加算				（退職時特別昇給	—	）	
1 人当たり	880 千円	20,245 千円		1 人当たり平均支給額		11,058 千円	
平均支給額							

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		7,291 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		227,842 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	6 %	32 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）			149 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			18,600 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）			25.00 %	
手当の種類（手当数）			8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 5 年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納整理従事手当	督励専務職員	滞納整理業務	161 千円	月額 3,000 円または日額 300 円
水道検針手当	量水器検針業務従事者	大型量水器点検業務	2 千円	日額 200 円
配水管修理点検手当	上水道配水管修理作業従事者	上水道配水管の修理作業	47 千円	月額 2,000 円または日額 300 円
水質試験業務従事手当	水道試験室勤務者 （浄水場）	毒物及び劇物を取り扱う水質試験業務	17 千円	月額 1,500 円または日額 200 円
高圧電気設備保安手当	高圧電気設備保安従事者	高圧電気設備保安作業	0 千円	月額 1,500 円または日額 300 円
用地交渉等手当	用地交渉等従事者	用地交渉等業務	2 千円	日額 300 円
災害応急作業等手当	災害応急作業等従事者	豪雨等による災害時の水道施設応急作業	12 千円	日額 300 円
特殊現場作業手当	酸素欠乏危険場所等作業従事者	酸素欠乏危険場所等の特殊現場作業	1 千円	日額 300 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	10,113 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	460 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	11,875 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	660 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価			一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(支給対象)		(月額)	同じ	—	2,922 千円	243,500 円
	配偶者		6,500				
	子		10,000				
	配偶者でない扶養親族（子以外）		6,500				
	満16歳になる年度から満22歳になる年度末まで		5,000				
住居手当	区 分		(月額)				
	借家・借間（最高限度）		28,000	同じ	—	2,297 千円	287,125 円
通勤手当	(支給額)		(月額)	異なる	自動車の支給額	2,148 千円	89,499 円
	区 分	自動車	自転車等				
	2km未満	—	—				
	2km以上5km未満	4,000	2,000				
	5km以上10km未満	6,100	4,200				
	10km以上15km未満	8,900	7,100				
	15km以上20km未満	11,700	10,000				
	20km以上25km未満	14,500	12,900				
	25km以上30km未満	17,300	15,800				
	30km以上35km未満	20,100	18,700				
	35km以上40km未満	22,900	21,600				
	40km以上45km未満	25,600	24,400				
	45km以上50km未満	27,300	26,200				
	50km以上55km未満	29,000	28,000				
	55km以上60km未満	30,700	29,800				
60km以上	32,400	31,600					
管理職手当	(役 職)	(月額)		異なる	支給額	7,388 千円	738,840 円
	部長級	86,100					
	次長級	77,000					
	課長級	63,600					

	課長補佐級	52,000				
宿日直手当	宿日直	半宿直	異なる	支給単価	2,046 千円	341,067 円
	398 円／時間	—				
管理職特別 勤務手当	緊急または臨時の必要により週休日または休日等によむを得ず勤務した場合		異なる	支給単価	0 千円	0 円
	役 職	一回当たりの手当額				
	部長級	10,000				
	次長級	8,000				
	課長級	6,000				
	課長補佐級	4,000				
	緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合					
	役 職	一回当たりの手当額				
	部長級	5,000				
	次長級	4,000				
	課長級	3,000				
	課長補佐級	2,000				